

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会
第 1 回 臨時 会

令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会7月臨時会が
令和5年7月19日午後3時30分山形村農業者トレーニングセンター大ホールに
招集された。

令和5年7月19日（水曜日）

議事日程

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 議長の選挙
 - 第3 副議長の選挙
 - 第4 議席の指定
 - 第5 会議録署名議員の指名
 - 第6 会期の決定
 - 第7 議案第1号
松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第2号
松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
 - 第8 議案第3号
教育委員会委員の任命について
議案第4号
監査委員の選任について
-

出席議員（17名）

- | | | | |
|------|---------|------|----------|
| 1 番 | 中 村 文 映 | 2 番 | 羽多野 美 映 |
| 3 番 | 清 澤 あゆみ | 5 番 | 小 林 弘 之 |
| 6 番 | 清 沢 正 毅 | 7 番 | 北 村 直 樹 |
| 8 番 | 百 瀬 章 | 9 番 | 新 居 禎 三 |
| 10 番 | 春 日 仁 | 11 番 | 大 池 俊 子 |
| 12 番 | 大 月 民 夫 | 13 番 | 百 瀬 昇 一 |
| 14 番 | 小 出 敏 裕 | 16 番 | 塩 原 資 史 |
| 17 番 | 中 島 昌 子 | 18 番 | 今 井 ゆうすけ |

19番 和久井 悟

欠席議員（1名）

15番 櫻井 健司

説明のため出席した者

副 管 理 者 本 庄 利 昭
副 管 理 者 宮之本 伸
教 育 長 根 橋 範 男
職 務 代 理 者
教 育 委 員 平 林 昌 廣
中 学 校 長 中 川 満 英

副 管 理 者 小 林 弘 幸
教 育 長 伊佐治 裕 子
教 育 委 員 百 瀬 司 郎
教 育 委 員 宮 澤 美 香

事務局職員出席者

事 務 局 長 逸 見 和 行
事 務 局 次 長 清 沢 卓 子
指 導 主 事 関 健一郎
次 長 補 佐 伏 見 宏 美
次 長 補 佐 牧 垣 孝 一
主 事 藤 澤 駿 輝
山 形 村 藤 澤 洋 史
教 育 委 員 会

事 務 局 次 長 坂 口 俊 樹
事 務 局 次 長 丸 山 丈 晴
次 長 補 佐 降 旗 基
次 長 補 佐 小笠原 晃 子
次 長 補 佐 福 島 高 志
教 頭 小岩井 高 徳
朝 日 村 上 條 靖 尚
教 育 委 員 会

◎開会及び開議の宣告

○事務局長（逸見和行） それでは、開会に先立ちまして、事務的な件についてご報告申し上げます。

本日は、松本市、朝日村の一般選挙後最初の議会であるため、議長及び副議長が不在となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、大月民夫議員が年長議員でございますので、大月議員に臨時の議長をお願いしたいと思います。

○臨時議長（大月民夫） ただいまご紹介いただきました大月民夫でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしく願い申し上げます。

これより令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会を開会いたします。
現在までの出席議員は17名でありますので、定数を超過しております。よって、直ちに本日の会議を開きます。

次に、臥雲管理者が、他の公務のため本日の会議は欠席されておりますので、ご承知願います。

本日の議事は、お手元にご配付申し上げてあります議事日程により進めます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（大月民夫） 日程第1、仮議席の指定を行います。

今回新たに議員となられた皆様方の仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（大月民夫） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（大月民夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（大月民夫） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することにいたします。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議長に中島昌子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中島昌子議員を松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（大月民夫） ご異議なしと認めます。

よって、中島昌子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中島昌子議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

議長に当選されました中島昌子議員からご挨拶がございます。お願いいたします。

○議長（中島昌子） このたび松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議長に選任されました中島昌子でございます。

微力ではございますが、円滑な議会運営に力を尽くしてまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

○臨時議長（大月民夫） ありがとうございます。

これもちまして私の職務は終わりました。

皆様方のご協力を得まして無事職務を完了することができました。ありがとうございます。

それでは、ここで議長と交代いたします。若干のお時間を頂戴したいと思います。

（臨時議長、議長と交代）

○議長（中島昌子） ただいまより議長としての職務を執行いたします。よろしくお願い申し上げます。

最初に、報告事項を申し上げます。

管理者より議案が4件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

冒頭、理事者から議案についての説明がありますので、発言を許可いたします。

逸見事務局長。

○事務局長（逸見和行） ただいまご紹介しました議案でございますが、議案第1号、それから、第2号につきまして名称に誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

お示しの議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例となつてございますが、その後に個人情報保護条例の一部を改正する条例ということでお願いしたいと思います。同じく議案第2号につきましても、この条例の一部を改正する条例、したがって、議案第1号は、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第2号につきましては、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例ということでございます。誤りがあつて大変申し訳ございませんでした。訂正をよろしくお願いいたします。

◎副議長の選挙

○議長（中島昌子） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島昌子） ご異議なしと認めます。

よつて、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島昌子） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することにいたします。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会副議長に北村直樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました北村直樹議員を松本市・山形村・朝日村中学校組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島昌子） ご異議なしと認めます。

よって、北村直樹議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました北村直樹議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。

副議長に当選されました北村直樹議員から挨拶があります。

○副議長（北村直樹） ただいま松本市・山形村・朝日村中学校組合議会副議長に選任いたしました北村直樹でございます。

微力ではありますが、中島議長を補佐しながらこの組合の発展のために全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、任期2年ではございますが、皆様のご協力の下、しっかりやっていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議席の指定

○議長（中島昌子） 日程第4、新たに議員となられた方の議席の指定を行います。

新たに議員となられた皆様の議席は、1番、中村文映議員、2番、羽多野美映議員、3番、清澤あゆみ議員、5番、小林弘之議員、6番、清沢正毅議員、7番、北村直樹議員、17番、中島昌子、18番、今井ゆうすけ議員、19番、和久井 悟議員、以上のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島昌子） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第32条の規定により議長において、3番、清澤あゆみ議員、5番、小林弘之議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島昌子） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島昌子) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

◎議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長(中島昌子) 日程第7、議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の以上2件を一括上程いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本庄副管理者。

○副管理者(本庄利昭) 先ほど報告がございましたとおり、管理者であります松本市の臥雲市長が本日、他の公務のため出席できませんので、代わりまして副管理者であります山形村の本庄でございますが、ご挨拶と提案理由を申し上げます。

本日ここに、令和5年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会は、松本市、朝日村の一般選挙後初めての議会であります。ただいま新しく組織されました松本市・山形村・朝日村中学校組合議会が、鉢盛中学の子供たちの健やかな成長のためにご尽力を賜りますとともに、議員各位にはより一層のご発展をお祈り申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第1号、第2号についての提案説明を申し上げます。

令和5年2月定例会において、管理市である松本市個人情報保護条例に準じて松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の全部改正を行いました。現在、松本市と本組合との条例の一部に齟齬が生じております。その規定の内容に合わせるために条例の一部を改正するものでございます。なお、第1号は組合の条例、第2号は組合議会の条例であります。

以上、2議案について説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局から補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中島昌子) 清沢事務局次長。

○事務局次長（清沢卓子） 事務局次長の清沢でございます。

私から補足説明をさせていただきます。

第1回臨時会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明いたします。

1、趣旨でございますが、当中学校組合の令和5年2月定例会において、管理市である松本市個人情報保護条例に準じて松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例、令和2年条例第7号の全部改正を行いました。しかし、管理市である松本市と本組合との議会開会時期の関係から条例の一部に齟齬が生じており、その規定の内容を合わせるため、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正するものです。

議会開会時期の関係と条例の一部に齟齬が生じているという件についてご説明いたしますと、当中学校組合の令和5年2月定例会の議決後、松本市議会の2月定例会におきまして、松本市議会個人情報保護条例案が議会最終日の3月20日に提出、議決されました。この条例制定によりまして、当組合の松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の審査請求に関することについて改正の必要が生じたものです。

2、改正の主な制定内容でございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査、審議することを新たに規定したこと、また、諮問実施機関に議会を含め、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例における審査請求の調査権限を新たに規定したことなどになります。

3、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例は3ページ資料1のとおりで、新旧対照表は5ページ資料2のとおりです。

施行日は、公布の日からといたします。

続きまして、議案第2号の説明をいたします。15ページをご覧ください。

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部改正について説明いたします。

1の趣旨でございますが、当中学校組合の令和5年2月定例会において、管理市である松本市議会個人情報保護条例に準じて松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例、令和5年条例第3号を新たに制定いたしました。しかし、議案第1号でご説明した執行機関の個人情報保護条例と同様に、管理者である松本市と本組合との議会開会時期の関係から条例の一部に齟齬が生じており、その規定の内容を合わせるため、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部を改正するものです。

2、改正の主な制定内容をご覧ください。本人収集の原則における例外を新たに規定いたしますが、具体的には法令の定めがあるとき、議会の会議における審議のために執行機関等から取得するとき、本人の同意があるときなどです。

また、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護審査会での諮問に関する要件等を

新たに規定いたしますが、具体的には条例の規定を改正し、または廃止する場合、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合、条例の運用に関し意見を聞くことが特に必要であると認められる場合などです。

3、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例は17ページ資料1のとおりで、新旧対照表は22ページ資料2のとおりです。

施行日は、公布の日からいたします。

説明は以上です。

○議長（中島昌子） ただいま理事者から上程議案に対する説明がありました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑のある方は発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島昌子） ないようでありますので、これより議案第1号及び議案第2号について一括採決いたします。

議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例の一部を改正する条例、
議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島昌子） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第2号については原案どおり可決されました。

◎議案第3号 教育委員会委員の任命について

◎議案第4号 監査委員の選任について

○議長（中島昌子） 日程第8、議案第3号 教育委員会委員の任命について、議案第4号 監査委員の選任についての以上2件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

本庄副管理者。

○副管理者（本庄利昭） ただいま上程申し上げました議案第3号、第4号について提案説明を申し上げます。

議案第3号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

当組合の教育委員会委員4名のうち3名の委員について、任期満了により後任者を任命するものでございます。

朝日村選出の百瀬教育委員、山形村選出の平林教育委員、保護者代表委員であります宮澤教育委員の3名ですが、その後任に朝日村百瀬教育長、中村教育長職務代理者、村山教育委員の3名を新たに委員として任命したいもので、議会の同意を求めるものでござい

す。

次に、議案第4号は、監査委員の選任についてでございます。

朝日村の上條良久監査委員の任期が任期満了となりますことから、その後任として朝日村、中村牧夫氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上2議案について説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中島昌子） ただいま理事者から上程議案に対する説明がありました。

お諮りいたします。

ただいま上程されました人事案件2件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島昌子） ご異議なしと認め、採決いたします。

これより議案第3号及び議案第4号については一括採決いたします。

議案第3号 教育委員会委員の任命について、議案第4号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島昌子） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び第4号までについては、これに同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中島昌子） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして本会議を終了いたします。

地方自治法第123条第2項の規定より、ここに署名する。

令和5年7月19日

議 長 中 島 昌 子

臨時議長 大 月 民 夫

署名議員 清 澤 あ ゆ み

署名議員 小 林 弘 之